

平成19年02月17日（土）15:30～18:00 場所：和歌山建築士会館3階会議室

テーマ：『建築士と建築士会の資質の向上と社会的地位の向上』 サブテーマ～建築士法等の改正について～

建築士法等の一部改正（平成18年12月20日公布）についての概要を5項目に絞り意見交換をワークショップ形式にて討論を行った。

概要説明は和歌山県都市整備課 生駒吉教氏

参加者：和歌山県建築士会青年委員会委員 8名、近建青委員 5名

Aグループ 伊勢川、内海、小林、塩路、藤井、森下、山中				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 勉強しつづけるのは良いこと 受験資格の見直しは賛成 定期講習については賛成 	<ul style="list-style-type: none"> 学歴要件を絞ると工務から建築士になれなくなり、有能な人材が減るのではないかと。 受験資格の見直しについては否定、建築士が少なくなりそうだから 	<ul style="list-style-type: none"> 定期講習会後の考査試験の内容（程度）？ 建築士試験の受験資格の見直しで設計に携わっていない場合はどうなるのか。 見直しは必要なのか？ なぜ今まで通りではいけないのか。 定期講習会は今までの物と何が違うのか。 定期講習は受講すればOKだったら形式化してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね賛成であるが、受験資格等で建築士の枠を狭めるのは疑問がある。 講習内容は議論が必要ではないか。
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 構造計算の法適合チェックは賛成。ただ、審査期間が長すぎる（同意見2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模木造住宅・・・審査省略姉齒事件を考えると専門だから省略するものでもないのではないかと。 木造住宅まで対象になると、建築主の負担が増えてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造、設備という突出した専門分野を建築士法で言う建物規模にあてはめられるのか。 設備設計一級建築士は可能なのか。 当然のことだが、費用的（設計料）の一般市民へのピーアールはどうする。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成はなし 否→小規模なものまで必要確認申請期間がながくなる。 疑→設備設計士は可能なのか。設計料の増でピーアールはどうなるのか。
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 全面的に賛成である。 分譲マンション発注者・・・安建業法含めての規制が必要？（ユーザーより発注者側の利益になりがちになる？） 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理を行なっている設計者の方が少ないのではないかと、建築士による適正な工事監理は可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね賛成。
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 設備&構造の一級建築士も建築士会に入るのか。 協会が力を持つことへの問題はないのか、天下り先にならないのか。 以前は建築士会への強制入会との話があったはずだが登録のみになったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体による自衛的な確立は賛成。 役所の天下り先になるのではないかと。
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 改正により施工の適正化が出来るのであれば必要、ただし資質が影響するのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工の適正化が出来るのであれば必要、ただし資質が影響するのではないかと。
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> なし 			

Bグループ 河村、後藤、城本、田邊、谷口、山本				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会について、実のある内容であれば良い。 ・ペーパー建築士が無くなるきっかけになるのでは 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格を見直す前に資格の性質を明確にすべき。 ・既存の建築士に目をつむり、試験を見直しても有名無実となるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が現時点に於いて明確ではない。 ・CPD制度との関係は。 ・登録制度（講習）の創設に付いて、何処が管理するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックをダブルにするのは良い。但し責任を負うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算について、統一的な設計モデルを提示出来ないのか。 ・法適合チェックするのであれば正確を明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所開設に相応の経験は必要と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括再委託が無くなるのは今の仕事に悪影響が。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に抵触しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の内容について範囲が問題だが、解決してもらえるなら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの団体がある中で一部団体に所属を義務化する同義は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法ではない。
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 			